

行政事件訴訟法の一部を改正する法律をここに
公布する。

御 名 御 璽

平成十六年六月九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

法律第八十四号

行政事件訴訟法の一部を改正する法律

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(砂防法等の一部改正)
第六条 次に掲げる法令の規定中「三箇月」を「六箇月」に改める。

九 植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第二十条第六項

(検討)
第五十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 細田 博之

総務大臣 麻生 太郎

法務大臣 野沢 太三

財務大臣 谷垣 禎一

文部科学大臣 河村 建夫

厚生労働大臣 坂口 力

農林水産大臣 亀井 善之

経済産業大臣 中川 昭一

国土交通大臣 石原 伸晃

環境大臣 小池百合子

行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行期
日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十六年十月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百十一号

行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施
行期日を定める政令

内閣は、行政事件訴訟法の一部を改正する法律
(平成十六年法律第八十四号)附則第一条本文の
規定に基づき、この政令を制定する。

行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行期
日は、平成十七年四月一日とする。

内閣総理大臣 小泉純一郎

総務大臣 麻生 太郎

財務大臣 南野知恵子

文部科学大臣 谷垣 禎一

厚生労働大臣 中山 成彬

農林水産大臣 尾辻 秀久

経済産業大臣 島村 宜伸

国土交通大臣 中川 昭一

環境大臣 北側 一雄

小池百合子